

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
が休業日)  
当たらない

## 目次

### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(保険課)

土地改良区連合の設立の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定(二件)(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出(水産課)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

### ◇ 公 告 示

質物保管設備基準(生活保安課)

### ◇ 公 告

自衛官の募集(消防防災課)

## 告 示

### 鳥取県告示第九百五十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
横浜小児科内科 医院	鳥取市覚寺五六一	平成四年十二月一日
栄町クリニック	鳥取市栄町二一一二	"
ひまわり内科ク リニック	鳥取市雲山二四三一三八	"
つくだ医院	倉吉市中江三二七一三	"
ひまわり薬局	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一 三	"

鳥取県告示第九百五十六号

大栄町土地改良区理事長河本幹、東伯町土地改良区理事長前田正二及び赤碕町土地改良区理事長谷本伊勢雄から設立認可申請のあった東伯地区土地改良区連合については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、平成四年十二月二十四日設立の認可をし、同法第八十四条において準用する同法第十条第二項の規定により成立したので、同法第八十四条において準用する同法第十条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区農道整備）を平成四年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十八号

気高町が行う土地改良事業に係る日光地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月二十八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡家町大字明辺字徳石谷六一二の四三

二 指定の目的

なだれの防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の規定により、

次のように保安林の指定をする。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町末吉字下宮原三〇三、三〇四、三〇六から三〇九まで、  
三一、三一三から三一七まで、三二二から三二六まで、三三三から三  
四五まで、三五三から三五六まで、三七五から三七七まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字浅井本谷一九四四の一九

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百六十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字浪瀧五二九八の一・五三〇一・五三〇二・字東飯櫃五三〇七・五三〇八・五三一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

県立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十三号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調査の縦覧	
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
気高郡気高町大字酒津六九四			期 間
河 崎 勝 則			

気高郡気高町大字酒津 三五〇 植島浩敏	酒津加入 区	漁業災害補償法 第四百条第二号 に掲げる漁業	酒津漁業 協同組合	平成四年十二月 二十五日から平 成五年一月八日 まで
気高郡気高町大字酒津 四二四 谷本義春				

鳥取県告示第九百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十一月四日 鳥取県指令受都計三十二第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市一部字紙屋田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生二五二三

米原直樹

鳥取県告示第九百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年九月十四日 鳥取県指令受鳥土維第三百六十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町四五六

日本交通株式会社

代表取締役 澤 巖

鳥取県告示第九百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年七月一日 鳥取県指令受米土維第五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四〇四

口田基博

鳥取県告示第九百六十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十一月十日 鳥取県指令受米土維第七百十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字小北浜添

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上福原一六八

有限会社新田

代表取締役 堀安和子

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二百一十一号

質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第七条第一項の規定に基づき、質屋の設けるべき質物の保管設備の基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

質物保管設備基準

（設置場所）

第一条 質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）は、営業所と同一の敷地内に設置しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、営業所に近接する他の場所に設置することができる。

（規模及び構造）

第二条 保管設備の規模及び構造は、その営業の内容に応じて適正なものでなければならない。

（防湿設備）

第三条 保管設備の内部については、壁及び床を板張構造とすることその他防湿上必要な措置を講じなければならない。

（防火設備）

第四条 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に定める耐火構造
- 二 土蔵造
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、鳥取県公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認める構造

- 2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十條第一項に定める甲種防火戸又は同条第二項に定める乙種防火戸を設けなければならない。

（盗難防止設備）

第五条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉その他の盗難防止のために有効な設備及び堅ろうな施設設備を設けなければならない。

- 2 保管設備の適当な箇所には、非常ベルその他の防犯上必要な非常警報装置を設けなければならない。ただし、保管設備が営業所内に設置されている場合において、当該営業所に当該装置が設けられている場合は、この限りでない。

（防そ設備）

第六条 保管設備の出入口以外の開口部には、金網その他のねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。

（仮保管設備）

第七条 質屋が保管設備の修繕、改築等のため二年以内の期間を限って当該保管設備に代えて使用する保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第一条及び第六条の規定は、適用しない。

2 火災警報装置の設置その他防火上必要な措置が講じられている仮保管設備については、第四条第二項の規定は、適用しない。

3 仮保管設備の出入口以外の開口部に対する第五条第一項の規定の適用については、同項中「シャッター、鉄製扉その他の盗難防止のために有効な設備及び堅ろうな」とあるのは、「戸及び」とする。

附 則

- 1 この基準は、平成五年一月一日から施行する。
- 2 質物保管設備基準（昭和二十七年四月鳥取県公安委員会告示第一号）は、廃止する。
- 3 この基準の施行の際現に設けられている保管設備については、なお従前の例による。

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成4年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成4年12月25日

鳥取県知事 西 尾 田 次

- 1 採用する自衛官  
二等陸士、二等海士及び二等空士（男子）

<p>2 募集期間 平成5年1月1日から同年3月31日まで</p> <p>3 試験期日 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 1月1日から1月3日までの日</p> <p>4 試験場</p> <p>(1) 鳥取市銀冶町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部</p> <p>(2) 倉吉市山根540 パールビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所</p> <p>(3) 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所</p> <p>5 採用予定月 募集期間中の毎月</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 応募資格 採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。</p> <p>(2) 試験種目</p> <p>ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）</p>	<p>4 身体検査</p> <p>ウ 適性検査</p> <p>エ 口述試験</p>
---	---